

川越都市計画用途地域の変更（川島町決定）
都市計画用途地域を次のように変更する。

							川 島 町	
種 類	面 積	建築物の容 積 率	建築物の建ぺい率	外壁の後面退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備 考	
第一種低層住居専用地域	約 65.1 ha	8/10以下	5/10以下	—	—	10m	約	20.6 %
	約 24.2 ha	10/10以下	6/10以下	—	—	10m	約	7.7 %
小 計	約 89.3 ha						約	28.3 %
第二種中高層住居専用地域	約 3.2 ha	20/10以下	6/10以下		—		約	1.0 %
小 計	約 3.2 ha						約	1.0 %
第一種住居地域	約 62.9 ha	20/10以下	6/10以下		—		約	19.9 %
小 計	約 62.9 ha						約	19.9 %
第二種住居地域	約 33.8 ha	20/10以下	6/10以下		—		約	10.7 %
小 計	約 33.8 ha						約	10.7 %
準工業地域	約 19.1 ha	20/10以下	6/10以下		—		約	6.1 %
小 計	約 19.1 ha						約	6.1 %
工業地域	約 58.8 ha	20/10以下	6/10以下		—		約	18.6 %
小 計	約 58.8 ha						約	18.6 %
工業専用地域	約 48.4 ha	20/10以下	6/10以下		—		約	15.4 %
小 計	約 48.4 ha						約	15.4 %
合 計	約 315.5 ha						約	100.0 %

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由

川島インターチェンジに近接する三島地区においては、土地区画整理事業による土地の計画的かつ合理的な土地利用を図るとともに、周辺農地等と調和する良好な産業系市街地の形成を図るため、市街化区域編入と同時に用途地域を定める。